

死亡された後期高齢者医療の被保険者に係る診療報酬明細書等の
情報提供について

京都府後期高齢者医療広域連合では、遺族の方から診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます。）等に係る情報提供の申出があった場合、被保険者本人の生前の意思や名誉との関係で問題が生じることがないか等を確認したうえで情報提供しています。

1 情報提供の申出ができる方

次のいずれかに該当する方に限ります。

- (1) 死亡された被保険者の配偶者、父母、子、孫及び祖父母
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

2 情報提供の申出手続に必要な書類

- (1) 「レセプト情報の提供に係る申出書」
- (2) 申出者本人を確認することができる書類（次のいずれか）

健康保険の被保険者証 運転免許証 旅券 外国人登録証明書
住民基本台帳カード 氏名及び住所の記載のある身分証明書その他
氏名及び住所の確認できる書類

- (3) 申出者が遺族の法定代理人である場合（次のいずれか）

家庭裁判所の証明書 その他法定代理人の資格を証明する書類

- (4) 被保険者の死亡の事実及び遺族であることを確認することができる書類

戸籍謄本又は抄本（除籍を含む。） 住民票（除票）の写し 死亡診断書
その他死亡の事実及び被保険者の遺族であることを証明する書類
（及び については、申出日の前30日以内に発行した書類に限ります。）

3 第三者の個人情報を含む場合

- (1) 第三者への意見照会

申出者の同意があった場合は、当該第三者に対し、レセプト等を情報提供することについての意見照会を行います（申出者の同意がないときは、レセプト等を情報提供できない場合があります。）

- (2) 第三者への情報提供の通知

第三者がレセプト等の情報提供について反対している場合において、申出者に情報提供を行う場合は、当該第三者に対し、情報提供することを通知します。

4 情報提供の決定

情報提供の申し出のあった日から30日以内にレセプト情報の提供をするかどうかの決定を行います。

5 レセプト情報の提供場所及び費用

(1) 提供の場所

レセプト情報の提供は、広域連合の事務所で行います。

ただし、入院や病気などのやむを得ない事情により、事務所までお越しいただくことが困難なときは、写しの郵送によることも可能です（別途郵送料がかかります。）

(2) 提供に係る費用

写しを交付するときには、1枚につき10円（両面の場合は20円）が必要となります。

また、写しの郵送による場合には、郵送料（本人限定受取）が必要となります。

6 その他

- (1) レセプト等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために一定の基準に従って記載されたものであり、保険診療以外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 広域連合では、診療内容に関するお問い合わせについて、お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 情報提供することによって、被保険者の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがあると判断した場合は情報提供できません。

【お問い合わせ】

京都府後期高齢者医療広域連合 総務課

〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸5階

電話 075-344-1202 FAX 075-344-1251